



南部土地区画整理だより

平成 22 年 1 月 15 日
第 109 号

発行：焼津市南部土地区画整理組合 焼津市焼津四丁目 9 番 1 号
お問い合わせ電話番号 054-627-9311 (代表) FAX：054-627-7259

新年のあいさつ

明けましておめでとうございます。
輝かしい新年を、お迎えになられたことと思います。
日頃、区画整理事業に深いご理解と積極的なご協力をいただき、深く感謝いたしております。
事業に着手して 2 2 年が経過した現在、皆様のご協力により進捗率は 8 1 % になりました。
難問は山積しておりますが、輝く光を目標に一段と努力をいたしますので、皆様の一層のご協力を
お願い申し上げます。

焼津市南部土地区画整理組合 理事長 石田 松 雄

第 80 回総代会報告

昨年 12 月 10 日 (木) 午後 7 時より消防防災センターにおいて第 80 回総代会が開催され、①平成 21 年度補正予算、②仮換地指定、③保留地指定について承認及び同意されました。

『平成 21 年度補正予算 (第 2 号)』

歳入歳出予算額を 135, 523, 000 円増額し、歳入歳出予算総額は 1, 832, 728, 000 円になります。
まちづくり交付金、地域活力基盤創造交付金の追加に伴う増額が主な内容です。

お知らせ & お願い

◎仮換地・保留地の盛土について

皆様のご仮換地及び保留地の整地については、組合で定めた「整地工事積算運用基準」に基づき、適切に雨水等が排水できるように整地を行っています。

したがって、その後に建物などを建築するにあたりさらに盛土した場合は、雨水排水の処理など隣地の方とトラブルになる恐れがありますので、盛土はやめていただくようお願いいたします。

なお、どうしても必要となる場合は、下記までお問い合わせください。

【仮換地・保留地に関するお問い合わせ先：換地清算担当 (電話 627-9413)】

◎県道静岡焼津線（旧国道 150 号）の一部区間通行止めのお知らせ

皆様のご理解とご協力により、南部土地区画整理事業区域以内の道路・水路などの公共施設整備は、平成 21 年度末で約 75 パーセントの進捗となる予定で、一歩ずつ着実に新しいまちの姿が見え始めました。

昨年度は、県道静岡焼津線（以下「県道」とする）の付替え工事を小川交番付近で行い、小川交番付近から焼津駅道原線交差点まで約 1.4 キロメートル区間の廃止に向け、第一段階の工事を施工いたしました。（右ページ位置図参照）

本年度は、2 月下旬から県道と小川港道原線との交差点付近で道路工事を施工し、県道の小川交番付近から小川島田幹線交差点付近までの約 380 メートル区間を通行止めにして、今後計画的に県道の廃止をしながら、順次仮換地の整備工事を進めてまいります。

なお、今回の工事で影響となる地域の皆様に、平成 22 年 2 月 1 日号「広報やいづ」や、地元自治会を通じて工事内容等をお知らせいたします。

地域の皆様には、道路工事に伴う通行規制等でご不便をお掛けしますが、安全な通行路の確保や沿道店舗の営業になるべく影響が無いよう努めてまいります。

つきましては、南部土地区画整理事業の懸案事項である県道付替え工事の「大きな進捗」につながる、重要な工事であることをご理解いただき、皆様のご協力をお願いいたします。

◎NTT（西日本電信電話株式会社）電気通信設備の移転工事のお知らせ

県道静岡焼津線（以下「県道」とする）の廃道予定区間（小川交番付近から焼津駅道原線交差点までの約 1.4 キロメートル区間）の歩道下に埋設されている NTT 電気通信設備を、県道の付替え路線の焼津下小田線と下小田大富線に移転する工事を、NTT が昨年 12 月に工事発注いたしましたのでお知らせいたします。

今回の電気通信設備移転工事は、皆様のご家庭で使用されている電話やインターネット回線等の日常生活に欠かすことのできない重要な通信ケーブル類を代替えのルートからの供給に変更する移転工事です。

この移転工事に伴い、NTT が新たに架空ケーブルを配線するために、新ルート上の土地所有者の皆様に民地内への建柱のお願いに訪問をさせていただいておりますが、建柱先の用地交渉が難航し移転工事に遅れが生じています。

電気通信設備切替え移転工事が完了しなければ、県道が廃道できず、道路上に仮換地されている方の計画的な移転ができないなど区画整理事業全体の進捗に影響を及ぼします。皆様には民地内への建柱の受け入れに是非ご理解いただきますようお願いいたします。

また、今後は NTT が事業区域内で大規模な移転工事を行うにあたり、工事に伴う通行規制等が発生いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎県道静岡焼津線（旧国道150号）の一部通行止め区間位置図



◎道路の破損箇所等の情報提供について

組合では、定期的月に1回（昼と夜間）の道路パトロールを行い、車道や歩道の路面及び構造物の補修、交通安全施設などの修理点検、路面や排水施設等の清掃などを行っています。

皆様の身の回りで道路に穴が開いたり、構造物が壊れているなど道路又は水路施設の破損を発見した場合は組合へご連絡ください。職員が現場の所在地や破損の状況をお聞きし、現地調査に伺い、必要に応じて補修工事等を行います。

◎仮設資器材の破損について

区画整理事業において整備途中の道路等については、通行者の安全を確保するために木製バリケード、黄色い反射板（デリネーター）、赤色灯、注意喚起看板などの仮設資器材を設置しております。

しかし、組合では道路の安全点検等を実施する中で、仮設資器材の破損、倒壊、盗難等の発生を確認しております。

もし、皆様がお気づきの点などがありましたら、下記までご連絡をいただければ幸いです。



【工事等に関するお問い合わせ先：工事担当（電話 627-9314）】

◎権利異動があった場合は届出をお願いします。

右記①から④などの権利異動があった場合には、お手数でも組合に届出をお願いします。また、組合員のお名前、ご住所の変更があった場合も届け出てください。（届出書は産業会館3階の土地区画整理事務所にありますが、組合のホームページからもダウンロードできます。）

- ①売買、相続、贈与等により土地の所有権を移転した場合
- ②借地権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除した場合
- ③土地を分筆、合筆した場合
- ④共有する権利の代表者を変更する場合

◎土地をお探しの方をご紹介します。

保留地を売却したお金は組合の重要な自主財源となり、現在15か所の一般保留地を売り出していますが（商談中5か所含む）、今後多数の一般保留地を売っていかねばなりません。保留地の新規売り出しにあたっては広報やいづに掲載するほか、組合のホームページにも掲載して皆さまにお知らせします。

なお、組合では「保留地購入者紹介報奨制度」を設け、ご紹介いただいた方が保留地を購入し、代金を完納していただいた場合は、紹介者に3万円の商品券をお渡ししておりますので、お知り合いの方で土地をお探しの方がありましたら、是非ご紹介ください。

（※ご紹介に際しては組合に紹介状の提出が必要です。）

【権利の異動・保留地販売に関するお問い合わせ先：換地清算担当（電話 627-9413）】